

## こうふ開府500年記念事業実行委員会後援等名義使用に関する要綱

平成 29 年 7 月 1 日

要綱第 3 号

### (趣旨)

第1 この要綱は、公共団体、民間団体その他の団体(以下「団体等」という。)が、こうふ開府500年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)の規約の目的に沿って実施する事業(以下「事業」という。)について、実行委員会の後援及び共催名義(以下「後援等名義」という。)を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請者)

第2 後援等名義の使用を申請できる団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 新聞、ラジオ、テレビその他報道機関
- (3) 公益法人又は特別の法律に基づき設立された法人
- (4) 公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると認められるもの
- (5) その他実行委員会会長(以下「会長」という。)が適当であると認めるもの

### (承認事業)

第3 後援等名義の使用を承認する事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業の目的、内容及び実現可能性が明確なものであること。
- (2) 特定の宗教又は政党の活動又は宣伝等に関連しないものであること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 私的な営利を目的としないものであること。
- (5) その他実行委員会の規約の目的に反しないものであること。

### (承認申請手続)

第4 後援等名義の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめこうふ開府500年記念事業実行委員会後援等名義使用承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。ただし、実行委員会の構成団体が申請を行う場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類
- (2) 申請者の役員その他事業の関係者の住所及び身分等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的、計画、規模等を明らかにする書類(予算書を含む。)
- (4) その他会長が必要と認める書類

### (承認等の通知等)

第5 会長は、第4の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、後援等名義の使用の可否を決定し、当該申請者にこうふ開府500年記念事業実行委員会後援等名義使用承認通知書(第2号様式)又はこうふ開府500年記念事業実行委員会後援等名義使用不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 会長は、後援等名義の使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認の期間)

第6 後援等名義使用の承認期間は、承認の日から当該事業の終了の日までとする。

(ロゴマーク等の使用について)

第7 後援等名義の使用の承認を受けた者(以下「名義使用者」という。)は、実行委員会が定めたロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「ロゴマーク等」という。)を使用することができる。

(計画変更等の届出)

第8 名義使用者は、当該事業について、その内容、実施期間その他の承認に係る事項に変更(中止を含む。)を生じたときは、直ちに書面をもって会長に届け出なければならない。ただし、変更内容が軽微であり、変更の届出を要しないものと会長が認める場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第9 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 名義使用者が、偽りその他の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。
- (3) その他当該後援等名義の使用の継続が不相当であると認めるとき。

(事業終了の報告)

第10 名義使用者は、後援等名義の使用に係る事業が終了したときは、こうふ開府500年記念事業実行委員会後援等名義使用事業終了報告書(第4号様式)により報告しなければならない。

(名義使用者の責務等)

第11 名義使用者は、後援等名義及びロゴマーク等の使用にあたっては、第三者に誤解を生じさせないように適正に用いなければならない。

2 後援等名義の使用の承認を行った事業の実施については、すべて名義使用者において責任を負うものとする。

(経費等の負担)

第12 実行委員会は、後援等名義の使用の承認を行った事業に対し、原則として、経費等の負担は行わない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。